

アフリカ系の人々への過剰な力の行使に対する広範な不処罰

2024/10/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会設置の「法執行における人種的正義と平等を推進するための国際独立専門家機構」は、人権理事会 57 会期に提出する[レポート](#)で、法執行当局による過剰な力の行使やその他の人権侵害を経験したアフリカ人やアフリカ系の人々が、当局による不処罰という被害を広範にうけ続けていることを明らかにした。専門家たちは、正義、真実、賠償、再発防止の保障に関する被害者の権利が「ほとんど満たされていない」と述べ、正義、説明責任、救済を提供するために国家が取るべきいくつかの具体的な措置を勧告した。その中には、1) 効果的な通報、審査、調査の手続きの確立、2) 法執行に対する独立した民間の監視機関の設置、3) 被害者や被害コミュニティを支援する独立した機構の設置などが含まれている。同レポートは、ブラジルとイタリアの国別訪問レポートとともに、10月2日にジュネーブで開催されている人権理事会で報告される。